

医師法 第24条

医師は、診療をしたときは、**遅滞なく**診療に関する事項を**診療録に記載**しなければならない

医師法施行規則 第23条

- ①診療を受けた者の住所、氏名、性別及び年齢
- ②病名及び主要症状
- ③治療方法（処方及び処置）
- ④診療の年月日



医師法第33条の2では、記載不備における罰則規定も設けられています

50万円以下の罰金!!